

## ★より多くの年金を受給したい方へ「国民年金付加年金制度」をご存じですか？

国民年金第1号被保険者（自営業、学生など）や任意加入被保険者が定額保険料（令和4年度：16,590円/月額）に加えて付加保険料（月額400円）を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

〈例〉付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料納付額 = 400円 × 12月 × 10年 = 48,000円

付加年金の年金額 = 200円 × 12月 × 10年 = 24,000円 / 年額

※48,000円の付加保険料で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乘せして受取れます。

### 【注意事項】

- ・付加保険料の納付は、申込んだ月分からとなります。
- ・第2号被保険者（会社員や公務員）の方や第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）は付加保険料を納付できません。
- ・国民年金基金加入者は付加保険料を納付できません。

【手続に必要なもの】 ①基礎年金番号がわかる書類

②本人確認ができる書類

【手続先】市保険課（6番窓口・受付番号票③） ☎ 31-0216

市美都地域総務課・市匹見地域総務課または浜田年金事務所  
所で手続きをしてください。

### 国民年金基金とは・・・

国民年金第1号被保険者の方が、老齢基礎年金に上乘せして加入できる公的な年金制度です。

毎月の掛金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

〈問い合わせ先〉

全国国民年金基金島根支部 ☎ 0120-65-4192

### 《浜田年金事務所 出張年金相談》

- ・相談日 8月9日(火)・23日(火)
- ・相談場所 市立市民学習センター 104 研修室
- ・相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。  
予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるもの  
をご用意ください。

### 《浜田年金事務所 手話による年金相談》

- ・相談日 8月18日(木)
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00～16:00

☆要予約 8月10日(水)までに予約

・予約方法 電話またはFAX ※代理可  
(記載事項：住所、氏名、FAX番号、  
相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくくとスムーズに相談できます。

## 8月は「道路ふれあい月間」です

8月1日から8月31日は「道路ふれあい月間」、  
8月10日は「道の日」です。

令和4年度

～「道路ふれあい月間」推進標語最優秀賞～  
(国土交通省道路局)

- ★小学生の部 「また明日 どうろにひびく 友のこえ」  
高岩 智志さん（福岡県 私立敬愛小学校）
- ★中学生の部 「この道が たくさん運ぶ 物語」  
眞島 李都さん（山梨県 甲府市立笛南中学校）
- ★一般の部 「朗らかに 『お先にどうぞ』が 言えた朝」  
田中 康雄さん（埼玉県 白岡市）

道路は毎日の暮らしを支えています。

道路を常に広く、美しく、安全に利用しましょう。

— 市土木課 —

## 広告募集

### ★広報ますだ掲載広告

掲載枠 1枠…縦4.5cm×横8.5cm

掲載料 1枠（1号あたり）5,000円

※隣り合う2つの枠を1枠の広告とすることができます。

※広告の掲載位置は、市が指定した位置とします。

### ★益田市ホームページ（バナー）掲載広告

掲載枠 トップページ下部「企業広告欄」

1枠…縦60ピクセル×横120ピクセル

掲載料 1枠/月 5,000円

※1カ月単位で掲載できます。

※バナーデータは広告主等が制作してください。

### 【共通事項】

申込方法 市ホームページに申込様式があります。

申込先 市政策企画課 ☎ 31-0112 ㊚ 23-2456